

監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、令和元年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和2年2月21日

上田市監査委員 小池 功二
同 尾島 勝

令和元年度 定期監査結果

上田市監査委員

1 監査実施期間

令和元年5月7日から令和2年2月12日まで

2 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の対象

上田市の全部局

4 監査の実施概要

(1) 監査の目的・視点

財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されているか、また、内部統制に係る仕組みが適切に機能し運用されているかを主眼として監査を行いました。

(2) 監査事項

ア 基本的財務事項

(ア) 収入事務：歳入予算の執行管理、調定時期及び徴収事務、現金直接収納の扱い、未収金の債権管理

(イ) 支出事務：歳出予算の執行管理、食糧費・交際費・政務活動費の執行、補助金等の交付事務

(ウ) 契約事務：契約の手続き、契約締結、履行の確認

(エ) 財産管理事務：財産整理簿の整備、所管財産の異動処理事務、行政財産の貸付事務

イ 重点監査事項：市管理施設の使用料徴収事務

現金領収、調定事務、現金保管、減免の取扱い等について

対象：上田市公民館条例で定める次の9公民館（地区公民館を除く）

中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、真田中央公民館、武石公民館

(3) 監査の方法

次の方法により、また、関連のある各種検査等の結果も参考に実施しました。

ア 事務監査

財務会計システムによる財務状況確認や全課所に対し求めた所定調書に基づく事務監査を実施しました。実施期間：令和元年5月7日から令和元年10月30日まで

イ 現地監査

重点監査事項の市管理施設の使用料徴収事務については、対象の9公民館で監査を実施しました。実施期間：令和元年10月4日から令和元年10月8日まで

ウ 説明聴取

事務監査の結果に基づき必要と認める課所を選定し、関連事務に係る説明を聴取しました。実施日：令和2年1月8日 農林部（森林整備課）

エ その他参考とした監査結果等

有価証券等の財産保有状況検査

実施日：平成31年4月6日から平成31年4月19日まで

5 監査の結果

財務事務の執行の合规性及び内部統制の視点から監査した個別結果は、5ページからの「所属別監査結果」のとおりです。また、監査結果の区分状況は、以下のとおりです。

(1) 基本的財務事項

ア 「是正・改善を求めるもの」 24件

法令等又はこれに基づく制度の運用に係る規定に対して、適正を欠く内容が認められ関係する事務等の是正、改善及び再発防止を求める事項（報告書記載）

イ 「留意・検討を求めるもの」 2件

是正・改善を求めるには至らないが、法令等の規定趣旨や現状における疑義に対し、執行権者自ら留意と検討を行うことにより、今後関係事務等の適正を図る余地が認められる事項（報告書記載）

ウ 「通知指導」 25件 ※新設

改善事項として担当課に周知する必要がある、すぐに改善が図られると考えられる事項（報告書記載なし、担当課へ通知）

参考：平成30年度[是正・改善 60件][留意・検討 8件]
 平成29年度[是正・改善 63件][留意・検討 3件]
 平成28年度[是正・改善 46件][留意・検討 0件]

(2) 重点監査事項：市管理施設の使用料徴収事務

当年度は、上田市公民館条例に定める9公民館（地区公民館を除く）を監査対象としました。平成30年度の利用状況、減免状況は次の表のとおりです。

公民館名	利用件数 (件)	有償件数 (件)	減免件数 (件)	減免率 (%)	本来使用料額 (円)	収入額 (円)	減免額 (円)
中央公民館	4,315	501	3,814	88.4	18,915,700	6,567,700	12,348,000
西部公民館	4,190	355	3,835	91.5	8,193,717	783,567	7,410,150
城南公民館	3,614	35	3,579	99.0	6,986,110	77,610	6,908,500
上野が丘公民館	3,721	160	3,561	95.7	6,959,932	419,702	6,540,230
塩田公民館	3,439	95	3,344	97.2	12,428,235	258,935	12,169,300
川西公民館	1,291	36	1,255	97.2	4,024,190	145,690	3,878,500
丸子公民館	1,264	15	1,249	98.8	1,897,640	25,600	1,872,040
真田中央公民館	863	21	842	97.6	2,594,775	148,125	2,446,650
武石公民館	903	29	874	96.8	2,076,250	56,950	2,019,300
合計	23,600	1,247	22,353	94.7	64,076,549	8,483,879	55,592,670

平成30年度は、全体で2万3千件の利用があり、その内2万2千件が減免されました。全利用件数に対する使用料は6千4百万円、減免額は5千5百万円、実質の使用料収入は8百万円でした。

上田市公民館条例では、設置目的を「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため」の施設と定めています。

また、同条例第7条では、市長が「特別の理由があると認めるとき」は使用料の減額又は免除ができることを定めています。平成30年度は、「特別な理由」として免除されていた件数は利用者の約9割でした。

上田市行政手続条例第4条では、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。」とあり、上田市公民館条例では、次の審査基準を定め、使用許可を行っていました。

（公民館使用料減免基準）

使用料を減額又は免除する場合は、次のとおりとする。

次の団体については、使用料を100%免除することができる。

1 登録団体

登録団体（社会教育関係団体・社会福祉関係団体等）については、年度初めに登録申請を受け、許可のうえ減免する。

2 登録団体以外で、減免対象とする団体

(1) 公共団体 … 市役所、学校関係など（分館は、公民館組織）

(2) 社会教育関係団体・社会福祉関係団体（上記1以外の団体）

… 婦人会、青年団、老人会、小中高PTA、幼稚園・保育園保護者会、各種趣味やスポーツ団体など、公共的目的で組織活動する団体。

(3) 公共的団体等… 自治会、厚生社会事業的団体、文化事業的団体など。

（ただし、産業経済的な公共的団体は、除く。）

3 産業経済的公共的団体

農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等産業経済的な活動を行う公共的団体の施設使用については、有料を原則として、利用目的により減免措置をする。

減免対象の例として、社会教育的な研修会などがあげられる。

この審査基準は全公民館が統一して使用しているものですが、利用者や公民館担当者により解釈の幅が大きく、同じ種類の団体でも公民館により免除と有料の運用が異なっている事例がありました。

また、審査基準の3で規定する有料を原則としている団体においても、利用目的により減免措置ができるとあり、その事例が限定列挙されていないために、同じ利用目的でも異なる運用が各公民館で行われていました。

その他の事務処理については、次のような事例がありました。

- ・ 申請書類等について、許可判断に要する項目の相違
- ・ 条例規定外の時間利用に際し、理由を付さずに許可
- ・ 備品の未協議による無料貸し出し
- ・ 冷暖房使用の申告制による不平等徴収のおそれ など

6 監査の意見

(1) 基本的財務事項について

ア 収入事務について

当年度の定期監査では、収入事務についての指摘が最も多い結果となりました。

特に、行政財産の目的外使用許可に関する使用料の徴収時期や調定事務に係るものは毎年指摘が多い事項です。また、書類の見直し等によりすぐに改善できる軽微なものも多く見受けられます。

収入事務においては、支出事務に比べ各課で完結する処理が多く、所属長や財務・会計事務担当者の役割は非常に重要となります。

所属長や財務・会計事務担当者においては、毎年行われる財務・会計事務担当者会議や監査結果の内容を十分に活かした指導を所属内で行い、財務事務を行う職員個々のさらなる意識改革を望みます。

(全庁)

イ 内部統制体制の整備等について

改正された地方自治法により、令和2年4月1日から都道府県や政令市では内部統制体制の整備運用が始まります。

政令市以外の市町村は、努力義務とされていますが、第193回通常国会の衆議院及び参議院附帯決議において内部統制に関する方針の策定が求められました。

人口減少が進み、資源が限られる中で、行政サービスが最少の経費で最大の効果を挙げるためには、事務の適正性の確保等が必要であり、その一端を担うものが内部統制体制です。

これらを踏まえ、上田市においても内部統制に対する取り組みを推進していかねばならないことが想定されますが、遅滞なく対応していただきたい。

(行政管理課)

(2) 重点監査事項について：市管理施設の使用料徴収事務

公の施設の使用料は、当該施設の維持管理または減価償却費などの経費を賄うためにも必要であります。その金額は民間施設のような収益を目的として設定された額ではありません。

公の施設の利用は市民の権利であると同時に、施設を利用する者としなない者との負担の公平を図るという観点からも、利用者は利用の対価として使用料を支払うことが原則であると考えます。

このようなことから、施設使用料においては設置目的に沿った利用であっても、応益負担が基本であり、条例に定める減免制度はあくまでも特例的な措置として、限定されるべきです。現に体育施設では体育施設条例における目的に沿った利用であっても施設使用料は原則徴収しています。

公民館利用者の約9割が使用料免除（無料）とされ、本来利用者が負担すべき費用を公費等で負担している状況には疑問があります。

以上を踏まえ、次の3点について改善を求めます。

ア 使用料の徴収

施設使用料や冷暖房使用料の徴収は、市民の負担の公平性を重視し、公民館の目的に沿った利用であっても応益負担を基本として原則徴収することを求めます。

イ 使用料減免基準の見直し・公表

施設使用料は、利用者や公民館担当者により解釈が異なることがないように、減免対象者の設定根拠も含め明確に限定すべきです。また、体育施設同様に全公民館統一した運用が行える基準の作成及び市民への公表を求めます。

ウ 事務処理方法の統一

施設運営の適正を図る上で、減免理由や参加費の有無など許認可審査に必要な項目を再確認し、申請書等の様式の見直しを図り、全公民館で統一した事務処理が行える体制を求めます。

(中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、真田中央公民館、武石公民館)

所 属 別 監 査 結 果

※「是正、改善」「留意、検討」を求める事項について掲載しております。

※ 軽微な指摘事項等については、別途通知により指導させていただきます。

上田市政策研究センター

・特になし

秘 書 課

・特になし

政 策 企 画 部

・特になし

総 務 部

・特になし

財 政 部

・特になし

市民まちづくり推進部

・特になし

生 活 環 境 部

・特になし

福 祉 部

是正、改善を求める事項

【 福祉課 】

- ・ 期限切れの見積書をもって契約事務が行われている事例がありました。(福祉医療現物給付化対応業務委託)

健康こども未来部

是正、改善を求める事項

【 保育課 】

- ・受領日から相当期間を超えて公金口座へ入金されている現金がありました。(職員給食費徴収金)
- ・調定処理が収入よりも後に行われている事例が多数ありました。(職員給食費徴収金、一時預かり保育料、休日保育事業保育料)

【 子育て・子育て支援課 】

- ・調定処理が収入の原因が確定した時から1ヶ月以上経過した後に行われている事例がありました。(子育て短期支援事業利用者負担金)

留意、検討を求める事項

【 健康推進課 】

- ・食糧費の執行については、今後の運営に際しても社会通念に照らし、定期的な見直しを図り、適正な予算執行に努めてください。(「市民健康づくりシンポジウム」前日打合せ食糧費)

商工観光部

是正、改善を求める事項

【 商工課 】

- ・行政財産の目的外使用許可に際し賦課する管理経費において算定に誤りがあり、過大に徴収している事例がありました。(財産:上田市技術研修センター)
- ・行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、使用后に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(財産:上田市技術研修センター)

【 地域雇用推進課 】

- ・調定処理が収入よりも後に行われている事例が多数ありました。(労働使用料、雑入)

【 観光課 】

- ・行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、使用后に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(財産:別所温泉観光駐車場)

農林部

是正、改善を求める事項

【 農政課 】

- ・契約に際し、施行同時に徴した日付のない下見積書をもって契約している事例がありました。(上田市農業バイオセンター警備保障業務委託)

【 森林整備課 】

- ・随意契約の50万円を超える委託業務施行伺で、副市長決裁が行われていない事例がありました。(林道維持管理業務委託 3件)
- ・一体性があると思われる業務委託で、これを分割発注し随意契約としている事例について、分割すべき理由が明らかにされおらず施行方法に疑義が残るものがありました。(平成30年度市有林支障木伐採業務委託:東山市有林、平成30年度市単危険枯損木特殊伐倒処理業務委託:武石、平成30年度県補松林健全化推進事業業務委託:上田第4区第5区)

都 市 建 設 部

是正、改善を求める事項

【 都市計画課 】

- ・ 上田市都市公園条例に基づく使用料は、使用許可又は使用の際に徴収することが原則とされていますが、使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(公園内土地使用料)

消 防 部

- ・ 特になし

上田地域自治センター

是正、改善を求める事項

【 豊殿地域自治センター 】

- ・ 行政財産の目的外使用許可の運用基準では、賦課する管理経費の算定は根拠となる当該管理経費の歳出の属する年度と同一であることが原則とされていますが、算定根拠を前年度の実績を用いて年度当初に徴収している事例がありました。(財産:まちづくり室)

丸子地域自治センター

是正、改善を求める事項

【 地域振興課 】

- ・ 消滅時効の完成したと思われる私債権がありました。債権放棄も視野に適正な処理が必要です。(市有土地建物貸付料滞納繰越分)

【 市民サービス課 】

- ・ 行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(財産:丸子解放センター敷地)

真田地域自治センター

是正、改善を求める事項

【 市民サービス課 】

- ・ 補助金交付金額の確定に際し、必要書類と定めている収支決算書が予算書様式により事務処理されていました。(地域活動支援センター事業補助金)

武石地域自治センター

- ・ 特になし

会 計 管 理 者

- ・ 特になし

上 下 水 道 局

是正、改善を求める事項

【 浄水管理センター 】

- ・ 随意契約の50万円を超える委託業務施行伺で、水道事業管理者(市長)決裁が行われていない事例がありました。(武石地区:水道施設ポンプ点検業務委託)
- ・ 行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(財産:旧浦野ポンプ場)

議 会 事 務 局

- ・ 特になし

教 育 委 員 会 事 務 局

是正、改善を求める事項

【 教育施設整備室 】

- ・ 一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をした施行方法に疑義が残る事例がありました。(清明小2階渡廊下工事)

【 上田市丸子学校給食センター 】

- ・ 消滅時効の完成したと思われる私債権がありました。債権放棄も視野に適正な処理が必要です。(学校給食費:平成16年度分、平成17年度分)

【 学校教育課 】

- ・ 期限切れの見積書をもって契約事務が行われている事例がありました。(学校教育システム保守委託業務)

【 中央公民館 】

- ・ 一者随意契約において、委託業務の内容や仕様、参加者負担金の取り扱い等が明らかにされておらず、契約金額の積算根拠に疑義が残る事例がありました。(高齢者生涯学習事業)

【 上野が丘公民館 】

- ・ 行政財産の目的外使用許可の運用基準では、賦課する管理経費の算定は根拠となる当該管理経費の歳出の属する年度と同一であることが原則とされていますが、算定根拠を前年度の実績を用いて年度当初に徴収している事例がありました。(財産:2階倉庫)

【 丸子地域教育事務所 】

- ・ 契約書の訂正について、契約書余白に訂正した文字の加除数や公印等の押印を行うことが財務規則で定められていますが、規定どおりの処理が行われていませんでした。(北部体育館夜間窓口業務委託契約書)

留意、検討を求める事項

【 武石地域教育事務所 】

- ・ コピー使用料について、1件単位で調定書、納付書を作成し、利用者に金融機関で納入することを依頼していますが、利用者の利便性や職員の事務の効率化などを考慮すると、直接納入とし処理する方法が効果的と考えます。事務処理の見直しを検討してください。

選挙管理委員会事務局

- ・特になし

公平委員会

- ・特になし

農業委員会事務局

- ・特になし

監査委員事務局

- ・特になし